

介護保険とは？

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みです。これを納めることで、介護が必要になった時に福祉・医療サービスの一体的な介護サービスを受けることが可能となります。

介護保険の財源は、50%は公費（税金）ですが、残りの50%は「第1号被保険者」と「第2号被保険者」の保険料でまかなわれます。

「第1号被保険者」とは、区市町村の区域内に住所がある65歳以上の人をいいます。
「第2号被保険者」とは、区市町村の区域内に住所があり医療保険に加入している40歳以上64歳までの人をいいます。

介護保険の運営先は、住んでいるところの区市町村になります。

「保険者」とは、介護保険の運営をするこの区市町村です。

「被保険者」とは、介護保険に加入・保険料を支払い、介護サービスを受けることができるすべての人をさします。

介護保険のメリットは？

これらの介護サービスを受けるには、「要介護認定」を受ける必要があります。

住んでいるところの区市町村の窓口で「要介護認定」の申請をします。

区市町村などの調査員が自宅や施設等を訪問して、心身の状態の認定調査を行います。

必要な主治医意見書は、区市町村が主治医に依頼をします。

主治医がない場合は、市区町村の指定医の診察が必要です。

そして、介護の必要度合いに応じて「要支援1・2」「要介護1～5」の7段階に分けられます。

在宅介護では、ホームヘルパーが家庭に訪問し、そのサービスを受けることができます。

サービス内容は下記の3種類に分かれています。

1. 【身体介護】 食事、排泄、衣類の着脱、入浴、清拭、洗髪、通院の介助など
2. 【家事援助】 調理、洗濯、掃除、買い物など
3. 【複合型】 「身体介護」と「家事援助」が両方含まれる

納めることで様々な介護サービスが利用できますが、すべてが無料ではありません。

サービスにかかった費用の1割は自費で払うことになります。

例えば、1万円分のサービスを利用した場合には、千円の利用料を払います。

介護保険施設利用の場合は、その費用の1割負担のほかに、居住費、食費、日常生活費の負担も必要になります。

ただし、低所得の場合や1か月の利用料が高額になった場合などには軽減措置が設けられています。

介護保険と年齢～サービス利用は何歳から？

40歳から64歳までの健康保険の加入者は、健康保険料と共に介護保険料を納めます。

満40歳に達したときより、介護保険料の徴収が始まります。

法律で決められた強制加入・強制適用の制度です。

本人の希望やサービスの利用がなくても納めなければなりません。

「特定疾病」の人は、40歳以上から介護保険サービスを利用することができます。

※特定疾病以外の原因で介護が必要となった方は対象となりません。

「特定疾病」は下記16病名です。

- 1.がん（がん末期）
- 2.関節リウマチ
- 3.筋萎縮性側索硬化症
- 4.後縦靭帯骨化症
- 5.骨折を伴う骨粗鬆症
- 6.初老期における認知症
- 7.進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症
及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）
- 8.脊髄小脳変性症
- 9.脊柱管狭窄症
- 10.早老症
- 11.多系統萎縮症※
- 12.糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 13.脳血管疾患
- 14.閉塞性動脈硬化症
- 15.慢性閉塞性肺疾患
- 16.両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

65歳からの介護保険料の仕組み

どこの市区町村でも合計所得によって、段階別に区分をしています。

合計所得については次の項目で説明していますが、段階別というのは、たとえば、東京渋谷区であれば第1段階～第14段階まで、東京武蔵野市でしたら第1段階～第15段階、神奈川県横浜市は第1段階～第13段階というように所得や住民税の課税状況によって区分しています。

そして、介護保険料算出のため、別に「基準額」を定めています。

基準額というのは、基本となる介護保険料のことをいいます。

この基準額に段階別で定めている「負担割合」を乗じて年間保険料を算出します。

たとえば、渋谷区にお住まいで、第5段階に該当する方であれば、負担割合は0.8になります。そして、渋谷区の平成27年から29年度の基準額は年間67,560円です。渋谷区の所得段階別保険料（年額）はこちらをご覧ください。

ですから、 $67,560 \text{円} \times 0.8 = \text{年間 } 54,000 \text{円}$ という介護保険料になります。（100円未満は四捨五入）

最高段階である14段階では、負担割合が6になりますから、 $67,560 \text{円} \times 6 = 405,400 \text{円}$ （年間）です。

次に合計所得はどうやって計算されるのかについて見ていきましょう。

合計所得について

合計所得金額というのは、前年中の公的年金収入額（課税年金収入額）および合計所得金額の合計額のことをいいます。

ですから、非課税となる障害年金や遺族年金などは含まれません。

事業収入のみの方であれば、「事業収入額」－「必要経費」

年金収入のみの方であれば、「年金収入額」－「公的年金等控除」

給与収入のみの方であれば、「給与収入額」－「給与所得控除」

公的年金収入の方は、 $\text{公的年金収入} \times \text{割合} - \text{控除額} = \text{公的年金所得}$ になります。

たとえば、公的年金収入だけで年間200万円の方でしたら、公的年金控除は、割合100%で控除額は120万円に該当しますから、 $2,000,000 \text{円} \times 100\% - 120 \text{万円} = 80 \text{万円}$ が合計所得金額になります。

公的年金等の課税関係

[平成27年4月1日現在法令等]

1 課税方法

公的年金等は、年金の収入金額から公的年金等控除額を差し引いて所得金額を計算します。

この雑所得となる主な公的年金等は、次のものです。

- (1) 国民年金法、厚生年金保険法、公務員等の共済組合法などの規定による年金
- (2) 過去の勤務により会社などから支払われる年金
- (3) 外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で(1)に掲げる法律の規定による社会保険又は共済制度に類するもの

2 公的年金等からの源泉徴収

公的年金等の支払を受けるときは、原則として収入金額からその年金に応じて定められている一定の控除額を差し引いた額に 5.105% を乗じた金額が源泉徴収されます。

(注)平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得については、所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。

「介護保険」の基礎知識

被保険者は介護保険料を納めます

第 1 号被保険者 ～ 65 歳以上の人

介護保険料

市区町村ごとに決められた基準額をもとに、本人の所得や世帯の所得により原則 6 段階に設定されます。3 年ごとに見直され、第 1 号被保険者の基準額の平成 21 年～23 年度の保険料は、平成 12 年～14 年度の約 40% 増となっています。

65 歳以上の人介護保険料		
段階	対象者	保険料率
第 1	生活保護受給者等 市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	基準額×0.5
第 2	市町村民税世帯非課税等 年金収入等 80 万円以下	基準額×0.5～0.75
第 3	市町村民税世帯非課税等 年金収入等 80 万円超	基準額×0.75
第 4	市町村民税本人非課税者等	基準額×1
第 5	市町村民税本人非課税等 (被保険者本人の合計所得が 200 万円未満)	基準額×1.25
第 6	市町村民税本人課税 (被保険者本人の合計所得が 200 万円超)	基準額×1.5

*** 基準額は各市町村のサービス基準より設定**

現在、標準 6 段階を採用している市区町村が 8 割、段階が多いほど負担能力に応じた保険料といえる。

第1号被保険者の保険料(加重平均)



納付方法

介護保険の保険料の納付方法は、年金額により次のように異なります。職場や地域の医療保険の被保険者(加入者)でも、65 歳になると介護保険を運営している市区町村に保険料を納付します。

年金が年額 18 万円以上の人 → 原則年金から天引きされます。(特別徴収といいます)
年金が年額 18 万円未満の人 → 個別に納付書で市区町村に納付します。(普通徴収といいます)

* 特別徴収の対象となる年金は、老齢基礎年金、老齢厚生年金などの老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金。

第 2 号被保険者 ～ 40 歳から 64 歳の人

介護保険料と納付方法

介護保険料は、加入している医療保険(健康保険や国民健康保険)の保険料と合せて医療保険者に納付します。保険料の決め方は、加入している医療保険で次のように異なります。

職場の「健康保険」に加入している人

介護保険料は、医療保険ごとに設定されている介護保険料率と給与等で決まり、事業主と被保険者で半分ずつ負担します(協会けんぽ)。組合管掌健康保険の場合、規約で保険料率と負担割合が決まります。

なお、40 歳から 64 歳の被扶養者は、個別に介護保険料の負担はありません。

$$\begin{array}{l}
 \text{第 2 号被保険者の} \\
 \text{介護保険料}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \text{＜ 給与等 ＞} \\
 \text{給与 (標準報酬月額)} \\
 \text{賞与 (標準賞与額)}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{c}
 \text{介護保険料率} \\
 \text{(協会けんぽ 1.5\%)} \\
 \text{平成 23 年 2 月現在)}
 \end{array}$$

＜参考＞第 2 号被保険者の被扶養配偶者の介護保険料

40 歳～64 歳で職場の健康保険に加入している人(被保険者)は、加入する健康保険の保険者に医療保険の保険料と合わせて介護保険料を納付します。

では、第 2 号被保険者に扶養されている配偶者は、何歳まで介護保険料の負担がないのでしょうか。答えは、ずばり 64 歳まで。

夫婦の年齢により、介護保険の保険料の負担は次のように異なります。

健康保険に加入している夫婦の介護保険料の負担の有無の例					
夫・被保険者	38 歳 ×	40 歳 ○	55 歳 ○	63 歳 ○	67 歳 ○※
妻・被扶養者	43 歳 ×	38 歳 ×	53 歳 ×	66 歳 ○※	65 歳 ○※

※65 歳以上なので、第 1 号被保険者として原則年金から介護保険料を天引き

地域の「国民健康保険」に加入している人など

介護保険料は、所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の 4 つの中から、市町村ごとに組合せを決め、世帯ごとの年間保険料(税)を世帯主が国民健康保険(以下、国保)に納付します。なお、国民健康保険組合の場合、規約で保険料率などが決まっています。

$$\text{(市区町村でよくある例)} \quad \text{介護保険料} = \frac{\text{第 2 号被保険者の所得}}{\text{所得割}} + \frac{\text{第 2 号被保険者の人数}}{\text{均等割}}$$

医療保険の加入先と保険者				
	健康保険		国民健康保険	
種類	協会けんぽ	組合管掌健康保険	国民健康保険	国民健康保険組合
保険者	全国健康保険協会	健康保険組合	市区町村	国民健康保険組合